

様式 2

随意契約結果表(委託等契約)

所属名	富士山観光振興グループ
契約締結年月日	令和 8 年 4 月 2 2 日
契約者名	富士吉田市外二ヶ村恩賜県有財産保護組合
契約名	登山規制補助業務委託
契約金額 (税込み)	3, 1 3 5, 4 5 7 円
随意契約理由	<p>本業務は、富士山吉田口五合目の恩賜県有財産である 県有地に設置するゲートの管理補助のほか、条例の規制 対象外の者、減免対象者に係る受付、管理地内の賃借人 である山小屋との連絡調整などを行う業務である。</p> <p>条例の規制対象外となる者であるかについて、その資 格を厳正に確認する業務であるが、規制対象外となる者 のうち入会住民は、富士吉田市外二ヶ村恩賜県有財産保 護組合（以下「吉田恩賜林組合」）の組合員の他、従来よ り吉田恩賜林組合の管理地内に入り込む慣行を有する入 会住民である。</p> <p>吉田恩賜林組合の管理地内に入り込む慣行を有する入 会住民とは、原則として富士吉田市、忍野村及び山中湖 村の行政区域のうち特定の地域に居住する住民である が、資格要件は公表されておらず、その資格を有するこ とを証明する証票や名簿といったものは公表されていな い。</p> <p>このため、入会住民であるか否かの確認行為について は、組合を組織し入会住民を管理する吉田恩賜林組合に しかできない業務であり、同組合に委託する必要がある ことから、随意契約を締結する。</p>
随意契約の適用条項	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 山梨県財務規則第 137 条第 3 項